

様式第2 (第3条関係)

公文書開示決定通知書

平成18年6月20日

榊原 悟志 様

知立市長 本多 正幸 印



平成18年6月15日付けで開示請求のありました公文書については、次のとおり開示することと決定しましたので、知立市情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

|           |  |  |           |
|-----------|--|--|-----------|
| 公文書の名称    | ① 平成17年4月以降に制定又は改正した、市長による審判の請求手続を含む当該制度利用支援事業の詳細を定めた要綱、内規等。<br>② 審判請求及び同制度利用支援事業に係る平成18年度予算の詳細を記した文書。<br>③ 審判請求及び同制度利用支援事業に係る平成17年度の実績を記した文書。   |  |           |
| 決定の内容     | ① 平成17年4月以降に制定又は改正した、市長による審判の請求手続を含む当該制度利用支援事業の詳細を定めた要綱、内規等。<br>知立市成年後見制度利用支援事業実施要綱の写しの交付。<br>② 審判請求及び同制度利用支援事業に係る平成18年度予算の詳細を記した文書。<br>平成18年度当初予算見積書の写しの交付。<br>③ 審判請求及び同制度利用支援事業に係る平成17年度の実績を記した文書。<br>文書不在のため非開示とする。 |  |           |
| 開示の日時及び場所 | 日時   | 平成18年6月20日                                 | 午前 午後 時 分 |
|           | 場所   | 郵送による。                                     |           |
| 理由の提示等    | 開示しないこととする部分   | ③ 審判請求及び同制度利用支援事業に係る平成17年度の実績を記した文書。       |           |
|           | 開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由  | 平成17年度は、該当、事案はありません。したがって、関連文書はありません。      |           |
|           | 開示が可能となる時期   | 年 月 日以後。ただし、公文書の開示を希望する場合は、改めて開示請求をしてください。 |           |
| 担当課       | 保健福祉部 長寿介護課<br>電話 0566-83-1111 内線 147  |  |           |

注意事項は、裏面に記入してあります。

- 注1 この通知書を持参の上、指定した日時においでください。指定された日時においで  
になれない場合は、事前にその旨を担当課まで連絡してください。
- 2 「開示が可能となる時期」欄には、あなたが開示請求をした公文書について、開示  
しないこととする理由がなくなる日をあらかじめ明らかにできる場合に、その期日が  
記載してあります。
- 3 この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 60  
日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。
- 4 この処分取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月  
以内に、市を被告として(被告を代表する者は市長)提起することができます(なお、  
通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年  
を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前  
記の異議申立てをした場合には、処分取消しの訴えは、その異議申立てに対する決  
定の送達書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならない  
こととされています。

(お願い)

本件請求に係り、関係書類の写しをとりましたので、同封の納入通知書により納付を  
してください。

納入代金 @10円 × 5枚 = 50円

内訳

実施要綱 . . . . . 3枚 (1枚は両面刷り)

予算見積書 (関係箇所の写し) . . . . . 2枚